

4 高監査第 67 号
令和 4 年 8 月 29 日

高知県知事 濱田 省司 様

高知県監査委員 下村 勝幸
同 金岡 佳時
同 奥村 陽子
同 五百藏 誠一

令和 3 年度高知県内部統制評価報告書の審査について

高知県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する令和 4 年 8 月 8 日付けで審査に付された令和 3 年度高知県内部統制評価報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

1 審査の対象

令和 3 年度高知県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和 3 年度高知県内部統制評価報告書の審査は、高知県知事が作成した内部統制評価報告書について、高知県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査した。

3 審査の実施内容

令和 3 年度高知県内部統制評価報告書について、高知県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、高知県監査委員監査基準に準拠し、地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成 31 年 3 月総務省）の V 監査委員による内部統制評価報告書の審査に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和 3 年度高知県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

評価対象期間において、財務に関する事務については、会計管理課が地方自治法に基づき議会の認定を受けなければならない決算に関し、決算書及び決算説明資料に複数の誤りがあったという、運用上の重大な不備が 1 件見られた。